

悪質な長時間労働の撲滅を！

2015年9月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料1. 2015年9月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

「資料3. 2015年9月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

今年9月の相談者数は50人で先月（60人）より減少し、前年同月（51人）とほぼ同じ相談者数です。

相談項目数については、93件、一人あたり1.86件となっており、前年同月（86件）より増加しています。

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2015年9月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

男性32人（64.0%）、女性18人（36.0%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、社員24人（48.0%）、社員以外24人（48.0%）、不明1人（2.0%）となっています。

社員以外では、臨時12人（24.4%）、パートが8人（16.3%）、契約社員5人（10.2%）、です。

今回の相談者は正規労働者数と非正規労働者数が同数、男性労働者の相談数は、女性労働者を上回っています。

3) 業種別相談者数、相談件数について

「資料2. 2015年9月、相談者数（業種別・相談項目別）より」

「資料3. 2015年9月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「小売業・飲食店」21人（42.0%）、「医療・福祉・医薬品業」5人（10.0%）、「その他サービス業」5人（10.0%）、と続き、小売業・飲食店関係の労働者からの相談が増えています。

4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2015年9月、相談件数（雇用形態別、相談項目別）より」

主相談項目別相談件数では、「賃金関係」30件、「労働時間関係」16件、「労

働契約関係」16件と続いています。

今回は、解雇、雇止めなどの雇用関係が減少し、「賃金関係」の相談が増えていますが、とりわけ不払い残業の相談が多かったのが特徴です。

5) 違法率

「資料4. 2015年9月、違法件数（雇用形態別・相談項目別）より」

相談項目数件中、違法件数55件、違反率は59.1%で、前月より増加しておりますが、相変わらず、時間外手当の未払い、年次有給休暇が取得出来ないなどの労働基準法違反が多く、違法を知らぬが故の悪質な違反が目立ちます。

「賃金関係」20件、「労働時間関係」11件、「労働契約関係」8件と続いています。

2. 9月の雇用情勢

時間外手当、いわゆる残業代の未払いに関する相談が、相変わらず多い実態にあります。

なお長時間労働の相談件数としては、少ないのですが、寄せられた相談には悲惨なものが大半です。業種、業界によっては長時間労働が恒常化し、労働者が疲弊しているにもかかわらず、これが表面化せず、当相談センターにも相談が寄せてこないことがあります。

母親からの相談でしたが、「このままでは息子が殺されてしまう。」との悲痛な声でした。息子が働く職場では、毎日、朝の3時ごろまで働かされて、残業は1日9時間ほど、1ヶ月に180時間を超えてしまいます。

しかも残業代は、膨大が金額になりますが、わずかな金額の定額残業代を支払ってごまかしています。

社員のほとんどが、社長の洗脳をうけて、または恐ろしくして、社長には反発もせず黙々と働いていて、なかには体調を壊して、退職する者も多いとのことでした。

長時間労働が続くことによって、知らず知らずのうちにダメージが蓄積されていき、ある日、突然に心臓発作や脳溢血などによって死亡する、いわゆる過労死となります。

平成13年に定めた労災判定の基準では、「おおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まる。」としています。発症前の1ヶ月以内に100時間以上、または2～6ヶ月の間に月あたり80時間以上の残業がある場合は「業務と発症との関連性が強いと評価できる。」とされています。

厚生労働省では、過重労働などの撲滅に向けた取り組みを推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

自分の命と健康の問題であり、長時間労働をなくし、人間らしく生きていく

ためにも、長時間労働を強いられている場合は、当さっぽろ労働相談センターに相談して下さい。

会社に対する不安、不満、問題が発生したときに一人では解決は難しいことから、あきらめないで、自分のみで判断するのではなく、必ず当さっぽろ労働相談センターに相談しましょう。

以上

【項目別参考資料】

- 資料1 2015年9月 相談者数（雇用形態・男女別・業種別）
- 資料2 2015年9月 相談者数（業種別、相談項目別）
- 資料3 2015年9月 相談件数（雇用形態別、相談項目別）
- 資料4 2015年9月 違法件数（雇用形態別・相談項目別）